

平成19年度奈半利町財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率及び資金不足比率の算定と公表が義務付けられましたので、平成19年度決算に基づき算定した奈半利町の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率

①実質赤字比率とは

一般会計の決算(単年度)における赤字の程度を示します。

②連結実質赤字比率とは

一般会計と特別会計の決算(単年度)における赤字の程度を示します。

(平成19年度の奈半利町には、一般会計の他に、国民健康保険事業、老人保健事業、簡易水道事業及び、漁業集落排水事業の4つの特別会計があります。)

③実質公債費比率とは

借入金の返済額の大きさを示します。(過去3年間の平均により判断します。)

④将来負担比率とは

年度末時点での借入金残高と、将来支払わなければならない負担金等の残高の大きさを示します。

ア、政令で定められた基準

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	

算定された比率が早期健全化基準未満の場合は、健全段階と判断されます。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合には、健全化計画を策定し、健全化に努めなければなりません。

イ、奈半利町の健全化判断比率

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
平成19年度	なし(黒字)	なし(黒字)	19.8%	なし(黒字)

①実質赤字比率は、平成19年度(一般会計)決算において約78百万円の黒字のため、算出されません。(健全)

②連結実質赤字比率は、平成19年度決算(全会計の合計)において約157百万円の黒字のため、算出されません。(健全)

③実質公債費比率は、早期健全化基準(25.0%)を下回っており、健全段階にありますが、18.0%を越える高い水準にあるため、地方債の発行抑制と繰上償還等により適正化を図ります。

④将来負担比率は、平成19年度末時点での将来負担額よりも基金残高等の充当可能財源額が多いため、算出されません。(健全)

2. 資金不足比率

公営企業の決算(単年度)における資金不足の程度を示します。

奈半利町では、簡易水道事業と漁業集落排水事業の2つの公営企業会計があります。

ア、政令で定められた基準

資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上となった場合には、健全化計画を策定し、健全化に努めなければなりません。

イ、奈半利町の公営企業会計の資金不足比率

	簡易水道事業	漁業集落排水事業
平成19年度	なし(黒字)	なし(黒字)

○簡易水道事業会計は、平成19年度決算において約5百万円の黒字のため、算出されません。(健全)

○漁業集落排水事業会計は、平成19年度決算において約3百万円の黒字のため、算出されません。(健全)

